平成２６年（フ）第８６２６号
東京都三鷹市上連雀６丁目12―19―502
破産者　坂本　己省
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６４０号
千葉県八千代市大和田新田513番地93
破産者　有限会社石澤工業所
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６４１号
千葉県八千代市大和田920―47
破産者　石澤　　正
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６４７号
神奈川県横須賀市平作５丁目16番９号　ＳＫハイツ102、商業登記簿上の本店所在地神奈川県三浦郡葉山町木古庭1654番地
破産者　株式会社Ｋ・Ｉ・Ｈ
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６４８号
神奈川県横須賀市平作５丁目16番９号　ＳＫハイツ102、住民票上の住所神奈川県三浦郡葉山町木古庭1654
破産者　加藤　梨恵
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６４９号
神奈川県横須賀市平作５丁目16番９号　ＳＫハイツ102、住民票上の住所神奈川県三浦郡葉山町木古庭1654
破産者　加藤　裕次
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５０８号
東京都文京区小石川４丁目20―19―206、住民票上の住所兵庫県西宮市甲陽園西山町３―18―403
破産者　服部　慶典
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５１０号
東京都新宿区上落合１丁目16―14―101
破産者　中村　文惠
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５４９号
東京都町田市旭町２丁目10―28
破産者　木村　政嗣
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５５０号
東京都豊島区南大塚１丁目39―５―901
破産者　黒石　則章
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５５２号
東京都北区赤羽北２―36―３―1206、住民票上の住所神奈川県川崎市宮前区馬絹1860―18―205
破産者　萩原　一則
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５５３号
東京都練馬区貫井１丁目24―14―101
破産者　浅井　　清
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５５４号
東京都豊島区長崎６丁目15―11―203
破産者　上村　忠司
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５６８号
東京都渋谷区本町３丁目13―２　テラスハウス古屋１号
破産者　草場　徹也
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５８５号
東京都大田区鵜の木３丁目９―９―202
破産者　窪内　雅敏
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５９１号
埼玉県戸田市川岸２丁目５―30―302
破産者　園川　真生
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５９７号
東京都八丈島八丈町大賀郷2634―２
破産者　山路　高弘
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６１９号
神奈川県川崎市多摩区中野島６丁目28―19―208
破産者　高橋　勝眞
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６２３号
千葉県柏市豊住４丁目４―55　グリーンピア３―103
破産者　仲佐マリアサリーこと　ナカサ　マサリー　フランシスコ
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６４４号
東京都足立区西保木間４丁目５―16―1202
破産者　笠原　　昂
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部